

6 笠監第 10 号
令和 6 年 8 月 30 日

笠置町長 山本 篤志 様

笠置町監査委員 仲北 悦雄

笠置町監査委員 向出 健

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年
度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり
意見書を提出する。

令和5年度 健全化判断比率審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

各年度の健全化判断比率について

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	令和5年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	15.0
連結実質赤字比率	—	—	20.0
実質公債費比率	5.9	6.3	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

※0%以下の場合は「—」として表示

(2) 個別意見

実質公債費比率について

実質公債費比率とは、当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を指すもので、本年度の実質公債費比率は前年度と比較して0.4ポイント増加している。

令和3年度に地方交付税が増額されたことで、分母である一般財源が増えて単年度の一時的な公債費比率の減少につながったが、令和4年度以降地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額が減額され、3年平均の実質公債費比率が上昇することとなった。

臨時財政対策債とは、地方自治体が標準的な行政サービスを行うための歳出に対して財源不足がある場合、普通交付税とともに特例的な措置として発行される地方債である。昨年と比べると、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の合計額は減少していることから、今後に向けてふるさと納税の企業版等、町として新たな歳入の見直しを検討して欲しい。全ての比率に影響を及ぼす標準財政規模は、国の動向や当町の財政状況により変動し、数年後の状況を確実に見込めないところもあるが、実質公債費率については現在の借入状況から今後も増加傾向で推移するものと推測されるため、財政状況を鑑みた上で適宜繰り上げ償還の実施を検討され、引き続き公債費の適正化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

令和5年度 資金不足比率審査意見書

1. 審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

各年度の資金不足比率について

(単位：%)

比率名	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※0%以下の場合は「—」として表示

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。